

文京区立元町公園及び旧元町小学校の保全・有効活用検討会設置要綱

28 文企企第 222 号平成 28 年 10 月 31 日区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、区が文京区立元町公園及び旧元町小学校の保全・有効活用の整備方針及び基本計画を策定するに当たり、歴史性の継承を鑑みつつ、明るく安全で安心な地域の拠点施設づくりを推進するため、文京区立元町公園及び旧元町小学校の保全・有効活用等検討会（以下「検討会」という。）を設置することにより、多様な意見を聴取することを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 区が策定する文京区立元町公園及び旧元町小学校の保全・有効活用の整備方針に関すること。
- (2) 区が策定する文京区立元町公園及び旧元町小学校の保全・有効活用の基本計画に関すること。
- (3) その他区長が必要があると認めた事項

(組織)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者のうち、区長が委嘱し、又は任命する委員 16 人以内をもって組織する。

- (1) 町会・自治会代表者 7 人以内
- (2) 公募区民 4 人以内
- (3) 学識経験者 2 人以内
- (4) 企画政策部長、区民部長及び土木部長の職にある者

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、企画政策部長の職にある者とし、検討会を総括する。
- 3 副会長は、土木部長の職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 検討会は、会長が招集する。

(意見聴取)

第 6 条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。